

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社大東銀行			コード	8563
提出日	2024/5/29		異動（予定）日	2024/6/21	
独立役員届出書の提出理由	2024年6月21日開催予定の定時株主総会において、独立役員である清水紀男氏、松本三加氏、菅野裕之氏が退任し、新たに松本順丈氏、金成孝典氏、菅波香織氏の選任議案が付議されるため。				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）											異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l		
1	瓜生 利典	社外取締役	○										○			訂正・変更	有
2	松本 順丈	社外取締役	○												○	新任	有
3	金成 孝典	社外取締役	○										△			新任	有
4	菅波 香織	社外取締役	○												○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	瓜生利典氏は、当行との間に一般預金者としての通常の取引がありますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないものと判断されることから概要の記載を省略しております。 また、同氏が取締役である株式会社エフコムとの間に、預金及び融資取引等がありますが、通常の銀行取引であります。株式会社エフコムの総資産に占める比率は僅少であり、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないものと判断されることから概要の記載を省略しております。	株式会社エフコムにおいて、長年にわたり代表取締役社長を務められるとともに、株式会社エフコムホールディングスの取締役副社長も務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらの実績に基づき、独立かつ中立の立場から客観的に意見を表明して頂けるなど、当行の業務執行を監督するのに適任であると判断し、監査等委員である社外取締役に選任しております。 また、同氏は東京証券取引所の規定する「独立性基準」及び、当行の定める社外取締役の独立性判断基準を満たしており、経営からの独立性は高いと判断し、独立役員として選任しております。
2	松本順丈氏は元日本銀行出身であり、現在はG.P.S.Sホールディングス株式会社の執行役員を務めております。同氏および同社と当行との間に取引はございません。	日本銀行において、長年にわたり金融業務に携わっており、銀行業務に精通した専門的知識を有しております。また、事業会社の経営に携わるなど豊富な経験と幅広い知識を有しております。この実績を踏まえ、当行の意思決定の健全性と透明性に寄与し、経営の監督強化に活かしていくいただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役に選任しております。 また、同氏は東京証券取引所の規定する「独立性基準」及び、当行の定める社外取締役の独立性判断基準を満たしており、経営からの独立性は高いと判断し、独立役員として選任しております。
3	金成孝典氏は、当行との間に一般預金者としての通常の取引がありますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないものと判断されることから概要の記載を省略しております。 また、同氏は元福島県職員であり、当行と福島県の間に預金及び融資取引等がありますが、通常の銀行取引であり、取引の性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないものと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。	福島県において、人事労務等の領域に携わっており豊富な経験・知識・見識を有しております。 また、福島県商工労働部長、福島県中小企業団体中央会副会長を経験されていることから、中小企業の様々な課題や解決策等に関する十分な知識・経験を有しております。これらの実績に基づき、独立かつ中立の立場から客観的に意見を表明していただけるなど、当行の業務執行を監督するのに適任であると判断し、監査等委員である取締役に選任しております。 また、同氏は東京証券取引所の規定する「独立性基準」及び、当行の定める社外取締役の独立性判断基準を満たしており、経営からの独立性は高いと判断し、独立役員として選任しております。
4	菅波香織氏は、現在いわき法律事務所にて弁護士を務めています。同氏および同所と当行との間に取引はございません。	弁護士として長年培ってきた知識・経験に基づき、独立かつ中立の立場から客観的に意見を表明していただけるなど、当行の業務執行を監督するのに適任であると判断し、監査等委員である取締役に選任しております。 また、同氏は東京証券取引所の規定する「独立性基準」及び、当行の定める社外取締役の独立性判断基準を満たしており、経営からの独立性は高いと判断し、独立役員として選任しております。

4. 補足説明

<当行の独立性判断基準>
独立性判断基準以下の通りとし、原則として、現在又は最近（注1）において以下のいずれの要件にも該当しないものとする。
(1) 当行又は当行関連会社の業務執行者
(2) 当行又は当行関連会社の主要な取引先（注2）、その者が法人等である場合にはその業務執行者
(3) 当行又は当行関連会社を主要な取引先（注2）とする者、その者が法人等である場合にはその業務執行者
(4) 当行又は当行関連会社から役員報酬以外に、過去3年平均で年間10百万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家
(5) 当行又は関連会社から、過去3年平均で年間10百万円以上の寄付等を受けている者、その者が法人等である場合にはその業務執行者
(6) 当行又は当行関連会社の主要な株主（総議決権の10%以上）、その者が法人等である場合にはその業務執行者
(7) 上記（1）～（6）の近親者（二親等以内の親族）
（注1）「最近」とは、実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。
（注2）「主要な取引先」とは、直近事業年度の連結売上高（当行の場合は連結経常収益）の2%以上の取引先をいう。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要な株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないものの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。